

国連婦人の十年後半期に 向けて

一 婦人問題企画推進会議意見

昭和五十六年二月十七日

婦人問題企画推進会議

一 基本的考え方

国際婦人年を契機に、政府・地方公共団体、また、全国各地の民間諸団体および国民一般の間でも、婦人問題への関心は高まり、基本的人権に基づく男女平等を実現するための努力が、この五年間において着実に強まってきた。

女性は、開発の成果を受益する権利だけでなく、政治的・経済的・社会的・文化のおよび市民的なあらゆる分野の開発・発展・進歩に、能動的な行為者として参加する権利と責任および機会を、男性と同等に持ち、それら

に積極的に寄与することにより、社会の発展と世界の平和の維持・達成に貢献すべきものである。

しかしながら、国連婦人の十年前半期において、女性の置かれた状況は、決して抜本的な改善を見たとは言えず、依然として、多くの分野に様々の障害が根強く残存し、女性が男性と同等の条件で、社会のあらゆる分野に参加することを阻害している。このことは、ひとり女性にとつてのみならず、男性をも含む社会全体の不幸である。国連婦人の十年後半期を迎えて、国際婦人年の当初より掲げられた目標の達成に向けて、あらゆる努力が注

がねばならない。

国連婦人の十年の中間年であった昨年、国際的に「後半期行動プログラム」が採択され、我が国も「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名をした。それを受けて、本年に始まる後半期において、男女平等とあらゆる分野への女性の参加を実現するために、新たな視点・方策が必要となっている。すなわち、社会的慣習をも含む女性に対するあらゆる偏見・差別を防止し、禁止し、解消するための具体的戦略を明らかにし、その措置をとることが緊要となつてい

る。

第一に、女性の参加を阻害している要因の多くは、人々の日常生活に深く根ざしている性による役割分担意識と、これに基づく社会的慣習に起因している。したがって、これらを、社会の底辺から変革するための強力な啓発活動を、あらゆる機関において展開すべきである。また、民間における実践的な活動が、社会的慣習を打破し、あらゆる分野への女性の参加を促進するための最も着実な方法であるので、それらの諸活動を、一層推進すべきである。

第二に、母性は、社会的機能として重要な

役割を持つものであり、差別の理由となつてはならないことが確認されるとともに、十分

尊重されるべきである。近年に見られる母性軽視の傾向は、女性の人權の尊厳を傷つけるばかりでなく、人類の健全な発展をも阻害するものである。このゆえに社会全体が母性の尊重を旨としなければならないが、女性みずから母性の重要性について深く認識しなければならぬ。また、配偶関係や婚姻関係を差別の理由としてはならないこと、および家庭と子の養育に対する責任が男女双方にあることを認識し、この原則に基づいて、男女が共にその責任を果たすようにならなければならない。

第三に、地域による歴史的・社会的状況の違いや、急激な経済状況の変化による女性の生活態様の多様化、ならびに女性の人權を侵害するような社会的風潮の残存などが、婦人の地位のあり方に様々な影響を与えている。また、急速に高齢化の進む社会において、総じて長い老後を生きる女性にとつて、温かい人間関係と信頼に基づいた社会の実現は切実な問題である。このような意味において・特に、高齢の女性および若い女性、並びに弱い立場にある女性への配慮に深く心をを用いるべ

きである。

最後に、なによりも、女性が男性と同等の条件であらゆる分野へ参加することが、社会の発展・世界の平和の達成に必要であり、同時にまた、女性が国際協力・世界の平和に寄与することが、我が国も含めて、世界のあらゆる国のあらゆるレベルの男女平等の促進に不可欠である。このことを、国民のすべてが深く認識するようにならなければならない。

以上の観点から本会議は、後半期において、下記の十課題を重点的に推進することが必要であると考える。

政策・方針決定への参加、教育・訓練、

雇用・就労、母性の尊重、家庭と育児、

女性の健康づくり、老後における生活の

安定、農村の女性、国際協力、婦人差別

撤廃条約批准のための条件整備

特に、婦人差別撤廃条約批准のための条件を整備することが、国内行動計画を推進することになり、また、その批准によって、より一層男女平等の実現が促進されることにもなるので、後半期における最重要課題として、同条約の早期批准に向けて条件整備を強力に推進すべきである。

なお、これらの課題の推進に当たっては、

政府の施策とあいまって、女性のひとりひとりが、その能力と適性に応じて、主体的にみずからの生涯を選択できるよう、柔軟で多様な方策の推進に努めなければならない。

政策・方針決定への参加（略）

教育・訓練（略）

雇用・就労（略）

母性の尊重

母性を尊重し保護するための措置が、前半期において、いくつかとられてきた。たとえば、我が国の医療保険制度における母性給付については、女性が分べんの際に必要な一時の出費の保障を受ける分べん費、子の出産に伴う育児手当金、および勤労婦人が産前・産後の休職中に生活の保障を受ける出産手当金があるが、この五年間においては、健康保険や国民健康保険等の分べん費の水準の引上げが行われた。すなわち健康保険をはじめとする各種の被用者保険の適用を受ける女性については、本人分べん費の最低保障額および配

偶者分べん費の額が、健康保険法の改正（昭和五五年一月）によつて政令による弾力的な引上げができるようになり、昭和五十六年度より一五万円（昭和五〇年六万円、昭和五一年一〇万円）に引き上げられた。また、国民健康保険においても助産費の補助基準額が昭和五五年に八万円（昭和五〇年四万円）に引き上げられた。

言うまでもなく、母性は、次の世代を生み出すという社会的に重要な機能である。したがつて、母性を理由として女性に対する差別がされてはならないことは当然であるが、さらに進んで、母性を尊重し、保護するための対策が充実されなければならない。

母性保障については、母性給付の中で、家庭婦人および勤労婦人の双方に支給される分べん費の水準が、必ずしも実態に即したものになっていない。また、母性給付の中で勤労婦人に支給される出産手当金の水準および産前産後休業期間も十分とはいえない。また、健康保険に未加入の勤労婦人や国民健康保険に加入の女性は、母性給付を十分に受けることができないなど、様々な問題も残存している。

また、妊娠中から産後に至る女性の健康・

子の健康に関する母子保健については、我が国は国際的にも比較的高い水準にあると考えられるが、妊産婦死亡率については減少の傾向にあると言え、また、改善する必要がある。近年の核家族化の進行に伴い、多くの女性が出産前後の家事の援助の手を有しておらず、出産前後の休養が十分ではない。家業の労働からの軽減が図りにくい農家や自営業の女性の場合は、特に不十分である。

〔提言〕

1、母性の社会的機能としての重要性について認識を深め、母性の尊重・保護が男女差別の理由となつてはならないという理解をより一層深めるための啓発活動が必要である。

2、母性保障については、家庭婦人および勤労婦人を含めて、かつ、母性機能および妊娠中から産後に至る問題も含めて、また国際的視野に立つて、そのあり方について検討を急ぎ、具体的方策を実施すべきである。なお母性給付についてはILO条約一〇二号に示された水準まで高める必要がある。（雇用・就労参照）

3、女性の就労が中小・零細企業に多いことから、健康保険が任意適用となつて

業員五人未満の企業等では健康保険に未加入の女性も多く、それらの女性は十分な母性給付を受けていないので、これらの企業に健康保険を適用する方向で検討を急ぐべきである。なお、当面、国民健康保険での母性給付の充実が望まれる。

4、母性保健の充実については、日常生活圏の中で、妊娠中から出産後まで一貫して指導・援助・検査・サービス等が受けられるような条件を整備することが必要である。特に妊産婦の死亡を防ぎ、また生まれてくる子どもの心身障害の発生を防ぐために、母子医療機関や小児医療センター（特に新生児強化集中治療施設）、あるいは妊産婦の緊急ハイリスク妊娠分娩を取り扱う施設の整備を一層推進する必要がある。また、核家族化に伴い援助の手を欠く女性や、自宅で休養の取りにくい農家や自営業等の女性のために、家事や家業の負担から離れて、十分な産後休養を取つたり育児の学習ができるような施設や制度を整備することが必要である。

家庭と育児

女性が、事実上、家庭生活の維持に大きな

貢献をしてきたことに対して、従来、十分な評価がなされていなかった。そのため、家庭生活の維持運営に対する女性の働きを正当に評価し、家庭生活における実質的な平等を確保するための措置がいくつが取られた。中でも、相続に関する民法の一部改正（昭和五五年五月公布）により、子と共同相続する場合の配偶者の相続分が三分の一から二分の一に引き上げられたことは、家庭生活の維持運営が男女双方の等しい責任と協力で成り立っていることが、法制上も明確にされた点で、評価にあたいする。また、この民法の一部改正において、寄与分制度が創設されたことは、農家や商店等の女性が家業へ寄与してきたことが、制度的にも正当に評価されることとなり、女性の地位向上の上からも妥当な措置であった。

子の養育いわゆる育児に関しては、たとえば育児休業について、国公立学校・病院・保育所等の特定職種を対象とした育児休業法の制定（昭和五〇年）、および育児休業制度を実施する民間の事業主に対する奨励金の支給（昭和五〇年から）等、新たな制度が設置された。また保育所は昭和五〇年一万八〇〇九所から昭和五四年二万二一六四所へと整備された。

家庭は社会的・文化的発展の基盤としても重要な役割を果たしており、また、子の養育は、今後の社会を担う世代を育成するという社会的に重要な機能である。にもかかわらず、従来、家庭や子の養育に対する責任の大部分は、女性の手によって担われてきた。家庭や子供に対する責任が男女双方にあることは、民法にもその原則が明らかにされているところである。しかし、実際生活においては、固定的な性による役割分担意識が極めて強く残っているところであり、今一度、家庭に対し男女双方に責任のあること、および、子の養育に対しては男女双方および社会全体に責任のあることを、国民全体が深く認識する必要がある。また、配偶関係や婚姻関係が差別の理由となつてはならないことも認識すべきである。

夫婦の財産関係における実質的な平等を確保するための諸法制・制度の見直しを行い、その具体的方策を明らかにする必要がある。また、育児休業制度や保育施設等の充実を通して、男女双方の親が、家庭や子に対する責任と労働の責任および公的生活への参加との両立を可能とするような条件を整備する必要がある。

〔提言〕

- 1、社会全体に根強く残っている固定的な性による役割分担意識に基づく社会的慣習を解消するための第一歩として、家庭や子の養育に対し男女双方が責任を持つことについて、広く一般に認識させるための強力な啓発活動が必要である。それらの認識は、若い時から学び、身につけることが重要であるので、特に、これから家庭を持つとする若い男女や、親になる前の若い男女への学習機会の充実が必要である。たとえば、社会教育における家庭教育学級の充実や、妊産婦を対象とした母親学級を両親学級へ発展させることなどは、早急に実現すべきである。（教育・訓練参照）
- 2、家庭生活の維持運営に対する女性の働きを正当に評価するため、諸法制・制度の見直しを図る必要がある。特に、夫婦の財産関係における実質的な平等を確保することは肝要であり、たとえば、夫婦財産の離脱時の分与や婚姻継続中の財産的係について実質的な平等を確保するための制度の見直しが急がれる。
- 3、保育施設の整備や保育サービスの充実を通して、男女双方が家庭や子に対する責任

と労働の責任および公的生活への参加とを両立させることを可能とするような条件を整備すべきである。保育施設の充実、その需要に応じて一層の整備充実を図るべきであり、特に、要求の高い乳児保育施設を充実することが急務である。また、保育は営利の対象となるべきではなく、いわゆるベビーホテルなど、近時、社会的な問題ともなっている民間の一時預かり施設については、その実情を把握し、法的措置も含む適切な指導が急がねばならない。

また、最近の国際的動向を踏まえて、家庭における子の養育いわゆる育児や家族の世話を男女双方の責任で果たすことを可能にする方向で、育児休業制度の普及および家族の病気に際しての看護のための休暇について検討する必要がある。(雇用・就労参照)

女性の健康づくり(略)

老後における生活の安定

来たるべき高齢化社会における問題は、端的に女性の問題に集約されるといってよく、高齢の女性の独り暮らし、寡婦の増加、独身

の高齢女性の問題等、老後における生活の安定のための対策は、急務を要している。

その一つとして、老後の所得保障としての年金制度の問題は、一般に男性より長い老後生活の予想される女性にとって一層切実な問題である。この五年間においても、いくつかの改善が見られ、厚生年金・国民年金における老齢年金の水準の引上げ、および厚生年金の遺族年金や国民年金の母子年金の水準の引上げなどが行われた。

しかしながら、現在、家庭婦人の中には独自の年金権を有していない者がおり、それらの女性が離婚した場合、年金による老後の保障が得られないなどの問題がある。年金制度については、将来は、家庭婦人も含め、国民のひとりひとりがいずれかの年金制度に加入し、自分自身の年金を受けるという方向に進むことは、年金制度基本構想懇談会報告(昭和五四年)においても指摘され、すべての女性が独自の年金権を持つことの必要性については、ようやく理解され始めていると考えられる。しかし、その具体的方策の検討については緒に着いたところであり、今後その検討が急務である。かつては、夫が外で働き妻は家庭を守るのが通常の姿であったため、年金

制度も、女性は、妻が寡婦として夫の年金の下で保護を受けるといって体系で構成されていた。しかし、今や、女性の就労や自立が進み、これまでの体系の年金制度ではこの状態に対応できなくなっている面がある。従って、年金制度の中における女性の位置づけを、かつての男性に扶養される者という立場から独立した個人としての立場に改める方向で、年金制度全般の抜本的見直しを行う必要がある。

他方、老人福祉に関する措置としては、特別養護老人ホームの増設(昭和五一年六二七所)昭和五四年九〇三所)や、在宅虚弱老人が特別養護老人ホーム等に併設された施設において週一〜二回入浴・食事等のサービスを受けられるデイ・サービス事業の創設(昭和五四年度から)、および、寝たきり老人を介護している家族が家庭で介護することが困難になった場合に、老人が一時的に特別養護老人ホームで介護の受けられる寝たきり老人短期保護事業の創設(昭和五三年度から)等が行われた。しかし、これらの措置もなお十分ではないし、急速に高齢化の進む社会を、温かい人間関係と信頼に基づいた社会として実現させるためには、地域福祉の充実に向けて

も格段の努力が要請される。

〔提言〕

1、すべての女性がいずれかの年金制度に加入し、自分自身の年金を受けられるように、女性の年金権の確立を図る方向での年金制度の見直しが急務である。そのためには、女性を含め国民のだれもが常にいずれか一つの年金制度に加入している「一人一年金」の体制をつくるべきである。すでに現在、勤労婦人はすべて厚生年金か共済年金または国民年金に加入しており、家庭の主婦の多くも国民年金に任意加入している。したがって、女性の年金権を確立し、「一人一年金」に最も現実的な方法として、現在の国民年金の任意加入（被用者の妻に対する）を強制加入にする方向で検討すべきである。その際、年金制度全体における整合性を十分検討する必要があることは言うまでもない。

2、女性が心身ともに充実した老後を送るためには、女性みずからが生涯にわたって生きがいを持ち、社会に寄与することの喜びを知ることが基本である。しかし、社会的な責任を果たしてきた高齢者に対する介護は、社会全体の責任であり、老人福祉に

する対策がより一層充実されなければならない。たとえば、特別養護老人ホームは、寝たきり老人に占める高齢の女性の割合の高さを考え合わせると今後増設が必要である。また、在宅老人への福祉は、介護に当たる女性等の負担を軽減するという意義も併せ持つものであり、家庭奉仕員派遣制度の充実や、訪問看護制度の本格的実施が必要である。

なお、独身の高齢の女性に対するきめ細かな対策が必要である。

農村の女性（略）

国際協力（略）

婦人差別撤廃条約批准のための
条件整備（略）

目標達成への努力（略）